

◎開会及び開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

16番佐々木誠議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから平成22年第2回横手市議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から財政援助団体等監査報告書、定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付しております。

---

◎会議録署名議員の指名

○石山米男 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番立身万千子議員、8番鈴木勝雄議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○石山米男 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎報告第7号の上程、質疑

○石山米男 議長 日程第3、報告第7号専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告については、説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで日程第3、報告第7号の報告を終わります。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

議案書の3ページからとなっております。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

今回の改正の主な内容としましては、個人市民税関係で16歳未満の年少扶養親族の扶養控除の廃止などに伴い、扶養親族申告書の提出を求める規定が設けられたこと、それから、市たばこ税の税率が平成22年10月から引き上げになることなどが主な内容となっております。

それでは、5ページをお開きください。

第19条と31条の改正につきましては、地方税法の改正等による条文等の改正でございます。その下段になりますけれども、第36条の3の2では、扶養親族申告書の提出について新たに加えられております。これは地方税法の改正により、平成24年度から16歳未満の扶養控除が廃止され、16歳以上19歳未満については、扶養控除の上乗せ分が廃止となります。このため、給与所得者について扶養親族申告書の提出を求めることを定めております。

7ページ中段をご覧ください。

第36条の3の3では、公的年金等受給者について、公的年金支払い者を經由して扶養親族申告書の提出を求めることを定めております。

次に、9ページ中段をご覧ください。

第44条においては、給与所得に係る個人市民税の特別徴収の方法について改正しております。これは、平成20年度の税制改正におきまして、公的年金からの特別徴収制度が創設されましたが、この際、年金特徴の対象とならない方で、年金分の市民税と給与分の市民税を合算して給与から特別徴収することができなくなりました。そこで、今回は、この不都合な状況を解消し、年金分の市民税額を給与から特別徴収することができるように改めたものでございます。

それでは、9ページ下段の45条、48条、次のページにまいりまして、50条、54条につきましては、本条例及び徴税法等の改正による条文等の改正でございます。

10ページ下段、第95条の改正では、市たばこ税のうち、旧三級品以外のたばこ1,000本当たりの税率を3,298円から4,618円に改めようとするものでございます。

附則の第16条の2では、旧三級品の1,000本当たりの税率を1,564円から2,190円に改めようとするものでございます。この旧三級品と申しますのは、わかば、エコー、ゴールデンバットなど6品目でございます。

次に、11ページをご覧ください。

附則第19条の3では、平成16年度から21年度までに時限措置となっていた、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定を廃止しております。そして、新たに非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について規定しております。これは、個人の株式市場への参加を促進する目的で、平成24年度からの譲渡益課税20%本則税率化に合わせて、平成24年から26年までの間に、1口座100万円以内の非課税口座を開設した場合は、その譲渡益などについて非課税とするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

附則の第1条では、施行期日を規定しております。

第1号から第5号については、各号に定める期日を施行期日とし、それ以外の改正については、平成22年4月1日から施行する旨定めております。

また、14ページから15ページにかけまして、第2条でございますけれども、これは、市民税に関する経過措置について定めております。

16ページでございますけれども、第3条では、固定資産税に関する経過措置を定めております。

同じページの第4条では、市たばこ税に関する経過措置について定めております。

なお、市たばこ税につきましては、平成21年度の決算見込みで、約1億6,700万本、5億4,500万円ほどの税収見込みとなっておりますが、今回の税率引き上げを単純計算いたしますと、半年で約1億900万円ほどの税収増という計算結果になりますが、値上げ後の喫煙者の減少や買い控えなどが予想されることから、税収は不確定な要素というように見込んでおまして、税収増が見込まれた場合は、補正等で対応していきたいというふうに考えております。

以上が今回の補正の主な内容となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。7番立身議員。

○7番（立身万千子議員） この第36条3の2について、ちょっと質問します。

これは、子ども手当と相まっての一般扶養控除の廃止と特定扶養控除を減額するということだということご説明を受けましたけれども、これは国の法律に従うものですから、というのは重々承知の上で質問しているんですが、結局子ども手当、来年から2万6,000円になるということで、非常に恩恵を受ける家庭は喜んでおりますが、それと引きかえにという形で控除が廃止になるということで、非常に市民は心配しています。家族構成とか、そこのおうちの所得によっては非常にいろいろ違うということも承知しておりますけれども、これの措置によってこれによって負担が増えるというような世帯についてあるふうに私は思いますので、そこに対しての手だてというのは、当局ではどうお考えなのでしょうか。

○石山米男 議長 市民税課長。

○長谷山達夫 財務部市民税課長 今のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、立身議員おっしゃいましたように、今回の改正につきましては、地方税法の改正ということで、その扶養控除の廃止については、条例に直接かかわるものではございませんので、今、申し上げました36条の3の2、3の3につきましては、それに関しまして、扶養控除者の名簿を出していただくというふうな形になってございます。

ちなみに税額だけで、税の面だけで考えますと、そもそも扶養控除になっている方の削除される分につきましては、その分で子ども手当、もしくは高校の授業料無償化ということで、恩恵を受ける方だけに限られますので、税に関しては特別影響はないものと考えられます。

また、国民健康保険税につきましても、扶養控除について懸念される部分があるかと思いますが、国民健康保険税に関しましては、税の算定基礎となる所得につきましては、扶養控除する前の額で計算してございますので、今回の扶養控除がなくなったことによる影響額というのは発生しないものと思われれます。

以上でございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第3号横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案書の20ページからになります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく減収補てん措置にかかわる省令の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

議案書の22ページをご覧ください。

第1条でございますけれども、適用事業の1つであります、ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改めております。この情報通信技術利用事業とは、コールセンターのことでございます。

第2条第1項では、減免の適用期限を平成22年3月31日から平成23年3月31日まで1年延長しております。

なお、この条例に伴う固定資産税の減免を受ける当市の企業等については、現在のところ16社でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決

定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第4号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書では23ページからになります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

今回の改正の主な内容は、地方税法等の一部を改正する法律の改正により、非自発的失業により離職した場合における課税の特例措置を講じたこと、また、国民健康保険法施行令の改正により、基礎課税額の賦課限度額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を改めることなどが主な内容となっております。

それでは、25ページをお開きください。

第2条第2項では、基礎課税額の賦課限度額を47万円から50万円に、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を12万円から13万円に改正するものでございます。

なお、平成21年度国保税の課税世帯で、上限に達している世帯は、医療分で1万6,802世帯中250世帯、1.49%、後期高齢者支援分では1万6,802世帯中759世帯、4.52%が該当となっております。

次に、25ページ中段からの第25条の2では、非自発的失業者である特例対象被保険者等の国保税の課税標準を前年給与所得の100分の30として賦課することを定めております。

26ページ中段をご覧ください。

第26条の2では、特例対象被保険者等が課税の特例を受けるための申告手続などについて規定しております。

26ページ下段、附則第10項は、地方税法等の改正による条文等の改正でございます。

27ページの附則第11項でございますけれども、これは、配当所得の申告分離課税について、国保税の課税の特例を規定しております。

その下の附則第12項は、長期譲渡所得を有する場合の国保税の課税の特例について規定しております。

28ページをご覧ください。

附則第13項は、短期譲渡所得を有する場合の国保税の課税の特例について規定しております。

28ページ下段から29ページにかけては、附則第14項から第20項につきましては、本条例及び地方税法等の改正による条文等を改正した上で、各項を2項ずつ繰り下げ、新たに2項を追加しております。

30ページをお開きください。

追加されました附則第14項では、上場株式の譲渡損失と配当所得の損益通算について規定しております。

その下の附則第15項では、上場株式の株式損失の繰り越しによる譲渡益からの控除について規定しております。

31ページをご覧ください。

附則第23項では、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合の被扶養者であった方々の国保税の条例減免の措置について、2年間であった規定を当分の間継続するように改めております。

同じく31ページの附則第1項は、施行期日の規定となっております。第1号及び第2号については、各号に定める期日を施行期日とし、それ以外の改正については、平成22年4月1日から施行する旨定めております。

附則第2項では、本条例の適用区分について定めております。

以上が今回の改正の主な内容となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） これは、法律、あるいは政令によるもの、これを理解しながらですけれども、この基礎課税限度額が47万から50万円、3万円ですね、それから、後期高齢者支援金が12から13、1万円、全体数からすると少ないといいながらも、世帯にするとかなりの額に上がると、これはどういう理由で、その額が3万円と1万円という部分の中で、その法律が変わっているのかです。現場として今かけなければいけない中で、市民にわかる形の中でいま一度説明をお願いしたいと思います。ただ法律が変わるからというだけでは、やはり市民感情としても納得できない部分がありますので、そここのところもよろしくもう一度説明をお願いします。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回の限度額の引き上げにつきましては、国保税について、やはり給与所得の限度額よりちょっと下のあたりの階層の方々の税の負担感が非常に強いというようなことでございまして、今回限度額を引き上げて、その方々の負担感を少しでも減らそうというようなことでございますので、今回その負担感、一番重税感がある所得等の限度額の下あたりの階層の方々の負担感を減らすというような意味での改正でございます。

○石山米男 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 私正直、今の説明でわかる市民が幾らいるだろう。逆にわかるように説明をするということも非常に大事な役目だと思いますので、ひとつもっとわかりやすく教えてください。

○石山米男 議長 市民税課長。

○長谷山達夫 市民税課長 今のご質問なんですけれども、そもそも国保税に関しましては、医療費給付に対して歳入を決めているわけでございます。例えば市全体として1億が必要だったという場合、これを税率試算でそれぞれの所得に応じて国保税として徴収させていただくわけでありまして、比較的所得の方につきましては、軽減ですとか、減免ですとかありますので、重税感はそれほどはないか

と思います。

今、先ほど部長が申しましたように、限度額が今の時点であれば、限度額に達する人が要するに多いわけですね。ということは、全体としてその残った分を所得が高い人もその限度額までしか税金を納めなくてもいいと、ところが、限度額を上げることによって、その所得の高い人たちは、今以上に国保税を納めることになります。ということは、全体として中間層が納める税額が少なくなります。

ということで、今、部長が説明申しましたように、比較的中間層、もしくは限度額に近い方々の重税感を和らげる作用があるということです。よろしいでしょうか。

○石山米男 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） いやそれはわかっているのです。それはそのとおりだし、ただ、この限度額があることがいい悪い抜きにして、ただ法律で決まったから流れてきて、例えば今、3万円に上がるし、3万円と1万円にしているけれども、そういう部分の中で流れてきたから上げるだけでなく、やはり我が国保会計見たときに、非常に今回6月も過ぎて厳しい中で、もうちょっと丁寧に説明してやらないと今、短いですが、できないのではないかなという思いなんです。ただ、法律政令、その部分で縛られていることも重々わかりながらも、今のその限度額も含めて市としての方向性がこれでいいのか、ただ、今までは流れてきたのをそのままやってきたと思うんですけれども、これは縛りとして、その数字に縛りはあるんですか。法律では決められたけれども、横手市で今までどおりにやると、国保財政火の車の中で非常に無理がある部分の中で、逆に今、余裕がある団体だとしたならば、これはこのまま法律ではそういう改正があるんだけど、大丈夫だと、今のままに据え置くと、そういうことが可能なのかどうか、その部分だけひとつ教えてもらえますか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 法律の限度額に基づかない賦課をした場合の例えば調整交付金であるとか、そのようなペナルティがどのように影響するかは現在のところちょっとはつきりいたしませんけれども、やはり今、横手市においても、課税所得全体が落ち込んできている中で、これをそのままにしておきますと、やはり高額な、例えば限度額を超している高額の所得を有する方々の負担感よりもさらにそれ以外の方々の負担感が増すという現実になりますので、やはり今回はこの法に従って限度額を引き上げることが当市にとっても好ましいものと考えております。

○石山米男 議長 18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） おれが聞いたのは、私はそのとおりなんですけれども、ただ、これが数字を調整金も含めてどうなるかわからないけれども、法律的にこれに追随しなくてもいいのではないのかという仕組みになっているのかどうかを聞いているんです。その理由づけについてはわかる、その部分は。

でも、私のほうは57万円、まず国保会計に余裕があるとするならば、法律、あるいは政令で限度額引き上げてもいいよという話になるんですけれども、それを据え置いても可能なのかどうか、その数字



について、ここの議会の中で据え置きますと言えばそれで可能かどうか、それだけを聞いているのに、説明してもらった方、ただ本質のところの説明してもらっていない、そのところお聞きしているんです。法律上どうか。

○石山米男 議長 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

---

午前10時39分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいまの上限額の定め方でございますけれども、これは上限とするという規定でございますので、それ以下、未満の額で定めるということは、はっきりは言えませんが、そういう運用はもしかすると可能であるかもしれませんけれども、これは国の制度でございますので、やはり国で統一した制度を運用していくためにも、横手市においても、同一の国の法律に基づいた限度額を設定して運用してまいりたいというふうに考えております。

ただ、単純に計算いたしまして、課税の所得が前年と同じ場合でこの限度額を引き上げた場合、まず限度額より上の方は負担が増になるわけですが、それ以外の方々につきましては、所得割を0.05%引き下げる効果があるということでございます。

ただ、本市の場合の平成22年度につきましては、課税所得等がかなり落ち込みが予想されますので、単純には申されませんが、そのような効果があるということでございますので、この限度額については、国と同じように改正したいということでございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第7、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成21年度横手市一般会計補正予算（第15号）につきまして、平成22年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容ですが、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に6億5,622万円を追加いたしまして、補正後の総額を546億9,410万2,000円に定めたものでございます。

次に、第2条、継続費の補正ですが、6ページをご覧ください。

第2表、継続費の補正のとおり、8款4項まちづくり交付金事業について、平成21年度分の事業費が確定したことによる年割額の変更を行っております。

次に、第3条、繰越明許費の補正ですが、7ページになります。

第3表、繰越明許費補正のとおり、8款4項土地区画整理事業特別会計繰出金について、補正を行っております。

次に、第4条の地方債補正ですが、8ページから9ページになります。

第4表、地方債補正のとおり、母子家庭及び寡婦家庭住宅整備事業について、貸付金の実績がなかったことにより、地方債を廃止しております。

また、7ページの移動通信用鉄塔施設整備事業ほか24件については、事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更しております。

それでは、補正の内容につきまして、歳入から説明いたしますので、12ページをお開きください。

2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、いずれも一般財源ですが、国・県などからの交付額が確定したことによる補正でございます。このうち6款の地方消費税交付金につきましては、21年度後半になって消費が若干回復してきたために1億3,032万4,000円の増額となっております。

9款の地方特例交付金では、個人住民税の住宅借入金特別控除の減収補てんなどによりまして、2,095万2,000円の増額となっております。

10款の地方交付税では6億745万1,000円増額となっております。これは、特別交付税の決定に伴う増額分でございます。平成21年度分の特別交付税は16億745万1,000円と決定になりました。前年と比較しますと、3,164万8,000円の増額となっております。

この主な要因としましては、21年度の3月交付分で地方財政への配慮などから、3月の調整項目という欄におきまして、前年度比1億5,546万9,000円の増額決定したことなどが大きな要因となっております。

15款の県支出金では5,222万4,000円の減額となっております。これは、移動通信用鉄塔整備事業及び新型インフルエンザ接種事業などの事業費確定による減額でございます。

21款の市債でございますが、起債が最終的に確定になりましたので、5,220万円を減額しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

歳出の補正は、国・県補助金の確定や起債の確定による財源振り替えがほとんどでございますが、歳出の額に変更があるものについて説明いたします。

21ページをお開きください。

2款総務費1項10目電算情報管理費で、移動通信用鉄塔施設整備事業として2,153万3,000円を減額しております。これは、大森滝ノ上、小山地区と武道地区に建設しておりました移動通信用鉄塔の事業費が確定したことによる減額でございます。

3款民生費2項1目児童福祉費では、母子寡婦家庭の住宅整備貸付金150万円を減額しております。これは、貸し付け実績がないことによる減額でございます。

同じく6目の児童福祉施設整備費で171万円を減額しております。これは、十文字保育所増築事業で事業費が確定したことによる減額でございます。

22ページをお開きください。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費で8,372万1,000円を減額しております。これは、新型インフルエンザ接種事業などで、事業費が減額になったための減額でございます。

24ページをご覧ください。

8款土木費4項1目都市計画総務費で560万8,000円を減額しております。これは、まちづくり交付金事業において、平成21年度分の事業費が確定したことによるものでございます。

同じく2目の土地区画整理費で210万円を減額しております。これは、土地区画整理事業特別会計において、起債額が確定したことによる繰出金の減額でございます。

同じく7目の市街地整備費で491万9,000円を減額しております。これは横手駅前活性化対策費で、公共施設整備事業の管理者負担金などが確定したことによる減額でございます。

続いて、25ページをご覧ください。

10款教育費1項2目事務局費で103万9,000円を減額しております。これは、小・中学校のIT環境整備事業で、事業費の確定による減額でございます。

同じく 2 項 1 目学校管理費で291万1,000円を減額しております。これは、阿気小学校ほか6校の大規模改修事業で委託料及び工事請負料が確定したことによる減額でございます。

同じく 3 項 1 目学校管理費で895万3,000円を減額しております。これは、十文字中学校統合事業で667万6,000円を減額したことなどによるものでございます。

26ページをお開きください。

12款公債費 1 項 2 目利子では7,389万6,000円を減額しております。これは、償還額の確定による減額でございます。

27ページでございますけれども、13款諸支出金、2 項 1 目財政調整基金費に 7 億9,171万1,000円を計上しております。これは、今回の補正で歳入における一般財源を調整し、歳出における一般財源の充分を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。これによりまして、平成21年度末の財政調整基金残高は、43億3,898万4,000円となっております。平成20年度末と比較しますと11億5,391万3,000円の増額となっております。

同じく 2 目減債基金費に7,257万4,000円を計上しております。これは、今後の起債償還の増加に備え、今回の補正で償還利子減額分などについて、減債基金に積み立てるものでございます。これによって、同基金の残高は1億4,438万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第8、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第6号、平成21年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、平成22年3月31日付で地方自治法の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

後期高齢者特別会計の1ページをご覧願います。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万9,000円を追加し、総額を8億3,026万5,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたしますので、6ページのほうをお開き願います。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、41万9,000円を計上しております。これにつきましては、後期高齢者広域連合に負担金として納付する保険料が3月末に見込み額を上回ったことによるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページのほうをお開き願います。

1款1項1目の特別徴収保険料に6万円を計上しております。また、下段の2目の普通徴収保険料に35万9,000円を計上しております。これは、いずれも3月末までの現年度分の保険料の収入見込み額が増加したことによる補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第9、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を

省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました承認第7号についてご説明いたします。

36ページでございます。

本案は、平成21年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について、平成22年3月31日付専決処分をいたしましたので、議会にご報告をし承認を求めようとするものでございます。

内容でございますが、議案書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の合計額に変更はなく、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

2ページの第1表、歳入をお願いいたします。

3款1項一般会計繰入金を210万円減額し、6款1項市債を210万円増額してございます。合計額に変更はございません。これは、起債額の確定によるものでございます。

第2条の地方債の変更では、3ページの第2表に記載のとおり、起債の限度額を210万円増額変更するものでございます。

次に、歳出の内容であります。8ページをお願いいたします。

三枚橋地区土地区画整理事業費におきまして、単独事業通常補助事業におきまして、財源の振り替えを行ってございます。

歳入につきましては、6ページの事項別明細書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第10、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○粕加屋健市 上下水道部長 38ページをお開き願いたいと思っております。

ただいま議題となりました承認第8号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第7号）につきまして、平成22年3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容についてご説明いたしますので、1ページをご覧願いたいと思っております。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ260万2,000円を減額し、総額を33億8,194万7,000円に定めようとするものでございます。

2条では、地方債の補正でございます。

3ページの第2表のとおり、2事業につきまして、起債の限度額をそれぞれ減額しております。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、8ページをご覧願いたいと思っております。

2款1項公共下水道事業費では、事業費の確定により、1目公共下水道事業費で187万7,000円を、2目の特定環境保全公共下水道事業費で72万5,000円をそれぞれ減額しております。

また、事業費の財源につきまして、地方債から一般財源に組み替えを行っております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願いたいと思っております。

1款2項の負担金では、決算見込みになりまして269万8,000円を増額しております。

8款1項市債では、事業費の確定により530万円を減額しております。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第11、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第9号についてご説明申し上げます。

平成21年度横手市病院事業会計補正予算（第5号）につきまして、3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、予算書のほうをご覧くださいと思っております。

第2条では、資本的収入の予定額を補正するものでございます。これは、市立横手病院の医療機器整備につきまして、企業債の額が確定したことによる補正でございます。企業債を90万円増額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,454万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

次のページをお開きください。

第3条では、市立横手病院の医療機器整備事業につきまして、起債の限度額を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。



【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第12、議案第80号土地の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 それでは、議案第80号土地の取得について、ご説明申し上げます。

最終ページの42ページをご覧くださいと思います。

これは、横手地区の小学校統合計画に伴う学校用地として、土地を取得しようとするものであります。

ご承知のように、横手地区の学校統合につきましては、平成25年度開校予定の鳳、金沢、横手西中学校、また、平成28年度開校予定の金沢、黒川、境町小学校の統合校舎を同一敷地内に建設することで予定地を選定し、計画を進めてきたところでございます。

また、候補地の選定に当たりましては、横手地区小・中学校統合基本構想策定委員会で、さまざまな観点から学校用地としての検討を重ね、静町周辺を建設予定地の大きなエリアとして昨年度議員の皆様にご提案申し上げてきたところでございました。その後、教育委員会では、関係部署と協議しながら、エリア内の具体的場所について、さらに調査、検討を行いまして、現在の場所を建設予定地として選定したものであります。

なお、用地取得につきましては、昨年8月から地権者説明会及び用地交渉を行ってまいりました。そして、2月には、地権者全員から用地提供についての内諾をいただきまして、先週までに仮契約を完了しているところでございます。

取得する土地の詳細につきましては、土地の表示は、横手市八幡字下長田12番ほか120筆でございます。地目及び地積は、田98,365平方メートル、取得の価格は、5億9,019万円でございます。取得の方法は随意契約でございます。契約の相手方は、横手市山内土渕字皿木下段29番地、中村道雄ほか41名でございます。

以上、よろしくご審議のほど申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 私が不動産の鑑定士であればもう少し値段上げてやったかもしれませんけれども、鑑定士を何人頼んでこの平均価格になったのか、あるいは1人だったのかどうか、その点まず1点お伺いしたいと思います。

それと、取得予定地の今の農地としての評価額、いくらでしょう。

それと、そこからあがる税金ですが、固定資産税について、まず一つお伺いしておきたいと思います。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 不動産鑑定士につきましては、1人をお願いしてあります。

それから、農地の評価額につきましては、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

すみません。今、手元に資料がありませんので、後でお知らせしたいと思います。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) まず、約5億9,000万円の取得価格であります。市民税の課税の特例いわゆる課税免除というのが一般的に知れ渡っておりますけれども、この基準とその中身の問題について、いま一つ条例もあるだろうと思いますけれども、ご説明をいただけないでしょうか。

○石山米男 議長 暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時13分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 先ほどのご質問ですけれども、評価額は下長田で10アール当たり13万4,000円になっております。

以上です。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回の土地の買収に關しましての課税の特例、譲渡の特例に關しましては、租税特別措置法の施行規則第14条の第5項第3号に該当するというので、5,000万円までの控除額が適用になるということでございます。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 控除額、わかりました。1反歩当たり13万4,000円で、9町8反分そこから税金いくら払ってましたかと、かけられている税金はどれくらいありましたかということを知りました。

それと、今の控除額5,000万円わかりますけれども、所得税、それから所得割、特に所得割の中で、横手市においても、先ほど国民健康保険税の問題も出ましたけれども、目的税に対する課税も免除になるわけですか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 国保税の課税につきましても、この5,000万円の控除は適用になります。ただ、減免の判断基準の場合は、それは収入とみなすというようなことございまして、減免の対象者の場合については、これは収入とみなすということでございます。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) それは、今回の譲渡との問題で、控除の額については、長期と短期では全く関係ありませんか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回は関係ございません。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。25番佐藤議員。

○25番(佐藤功議員) 今回取得するのは9万8,365平米、実際区画の中にどれぐらいの面積があるのか。意味わからないですか。個人所有地を買うのがこの面積なんですか。それから、それ以外に排水路、農道、用水路等入っているはずなので、相当な膨らむ面積になると思いますけれども、実際学校用地として使う面積は幾らですかと聞いているんです。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 この後測量しまして、正しい面積を出していきたいと思いますが、おおよそ1割前後増えるのではないかなというふうに思っています。

○石山米男 議長 25番佐藤議員。

○25番(佐藤功議員) それで、多分換地になっていると思いますので、市からの払い下げを受けなければいけないだろうというふうに思いますけれども、それはそれでまたこの予算を購入予算として別に持ってくるわけですか。わからないかな。

○石山米男 議長 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時19分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 先ほどの件ですけれども、法定外面積が9,403平方メートルでございます。これは開発行為の中で行いますので、これで完結するというふうになります。

以上です。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第13、議案第80号土地の取得についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

今臨時会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第80号について主な質疑と答弁を申し上げますと、用地周辺のカーブや事故が多い場所について、対策は検討しているのかとの質疑に対し、当局より、現在購入する場所の東側までが農振から除外されているが、高压電線があるので、現在の場所を選んだ。若干カーブになっているところについては、建設部などと相談しながら、歩道などを建設するようにお願いしたいと考えている。また、用地の場所選定の段階から建設部と協議して、市の建設部はもちろん、県道、あるいは国道にかかわる部分もあると思うので、今後も各方面と調整していきたいとの答弁がありました。

そのほか、小中一貫校について、学童保育について、スクールバスについて、学校周辺より離れている学区内の危険区域についてや、代替地提供者の税金の控除についてなどの質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第80号土地の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成22年第2回横手市議会5月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時18分 閉 会

